

山形県内水面水産試験場における競争的資金等の不正使用防止等に関する要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日付け18文科科第829号及び平成19年10月1日付け19農会第706号）を受け、山形県内水面水産試験場（以下「内水試」という。）において競争的資金等を適正に運営・管理し、不正使用を防止するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 競争的資金等 国又は国が所管する独立行政法人（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 研究者 内水試の職員のうち、研究に従事している者をいう。
- (3) 事務職員 内水試の職員のうち、事務に従事している者をいう。
- (4) コンプライアンス 競争的資金等の使用等に係る規定やルール等に従い、責任を自覚し、適正な試験研究を実践することをいう。

2 この要領において「不正使用」とは、関係法令や県の関連規定及び競争的資金等の配分機関の定め等に違反して競争的資金等を使用することをいう。

第2章 運営・管理体制

(運営・管理の体系)

第3条 競争的資金等の運営管理に関わる権限と責任の体系は以下のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 最高管理責任者は内水試場長とし、内水試全体を統括する権限を持つとともに、競争的資金等の運営管理について最終責任を負うものとする。
- (2) 統括管理責任者 統括管理責任者は副場長とし、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営管理について内水試全体を統括する実務上の権限と責任を持つものとする。
- (3) コンプライアンス推進責任者 コンプライアンス推進責任者は庶務係長及び各部長とし、各部における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとする。

(最高管理責任者の役割)

第4条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定して内外に周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとし、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が競争的資金等の適切な運営・管理が行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者の役割)

第5条 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基

本方針に基づき内水試全体の具体的な対策を策定及び実施するとともに、その状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者の役割)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 競争的資金等の不正防止対策を実施し、その状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告すること。
- (2) 不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員(以下「研究者等」という。)に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
- (3) 研究者等が、適切に競争的資金等の運営・管理を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

第7条 この要領については、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック機能が保持できているか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第3章 適切な運営・管理のための環境整備

(事務処理手続き)

第8条 競争的資金等の事務処理手続きについては、山形県財務規則(昭和39年山形県規則第9号)、山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年山形県訓令第49号)等関連規程の定めるところによる。

2 競争的資金等に係る事務処理に関する研究者等の職務権限を明確化するため、その職務分掌を毎年度当初に定める「業務の概要」における事務分担表のとおりとし、必要に応じて見直すものとする。

3 最高管理責任者は、競争的資金等を適切に運営・管理するために、本規程及び競争的資金等に係る事務処理に関する関連規定等を研究者等に周知するとともに、研究者等の権限と責任について、内水試内の合意を形成するとともに、その理解を共有する。

(相談窓口)

第9条 競争的資金等に係る事務処理手続きに関する内水試内外からの相談を受ける窓口を内水試庶務係(以下「庶務係」という。)に設置するものとする。なお、庶務係は、置賜総合支庁総務企画部出納室と連携し、競争的資金等の適正な執行を効率的に支援する。

第4章 不正使用の防止

(不正使用防止計画推進班、不正使用防止計画)

第10条 不正使用防止計画を推進するため、最高管理責任者のもとに不正使用防止計画推進班を設置する。

2 不正使用防止計画推進班は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 庶務係長

(3) 各部長

- 3 不正使用防止計画推進班に班長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 不正使用防止計画推進班は、不正使用の発生要因を調査・分析し、不正使用防止計画を策定するとともに、その具体的な対策を実施する。
- 5 最高管理責任者は不正使用防止計画を率先して対応し、自ら不正防止の進捗管理に努めるものとする。

(行動規範)

第11条 最高管理責任者は、不正使用を防止するため、競争的資金等に関わる全ての職員に対する行動規範を策定する。

第5章 不正使用に係る調査等

(通報窓口)

第12条 競争的資金等の不正使用に関する内水試内外からの通報、本人からの申出等（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口は、庶務係とする。なお、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の扱いとする。

- 2 庶務係は、競争的資金等の不正使用等に係る通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、通報の内容等について農林水産部水産振興課へ報告するものとする。
- 4 通報に係る情報を得た者は、通報した者を保護するため、通報した者に関する情報を漏らしてはならない。

(調査の要否)

第13条 最高管理責任者は、当該通報を受け付けた日から30日以内に、通報内容等の合理性を確認し、調査の要否を判断し、農林水産部水産振興課及び配分機関に報告するものとする。

(不正使用に係る調査)

第14条 前項により調査を要すると判断した場合、最高管理責任者は、第10条に規定する不正使用防止計画推進班（通報者と調査対象者を除く）と内水試外の第三者（通報者、調査対象者及び内水試との直接の利害関係者を除く）を調査委員会として組織し、調査を実施させる。また、必要に応じて調査対象者に対して調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

- 2 調査委員会は、不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等（以下「調査内容」という。）について調査するものとし、その調査は関係法令及び山形県の条例、規則等に基づき、適正に実施されなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

(認定)

第15条 調査委員会は、前条の調査の結果として、その調査内容を認定する。

- 2 前項の認定に対する不服申し立てについては、関係法令等によるものとする。

(調査結果の報告等)

第16条 最高管理責任者は、前条第2項による不服申し立てがなく、その内容が確定したときは、通報等を受けた日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、配分機関に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、前項に定めるほか、配分機関の求めに応じ、調査終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出しなければならない。

また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事業に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(措置)

第17条 調査の結果、不正使用が認められときの処分等については、地方自治法及び地方公務員法並びに山形県の条例、規則等によるものとする。

(不正使用関与業者への処分)

第18条 不正使用に関与した業者に対する処分は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱等に基づき行う。

第6章 監査

(内部監査)

第19条 競争的資金等の適正な運営・管理を確保するため、最高管理責任者が指名する内水試の研究者等による内部監査を実施する。

2 前項の内部監査は、「山形県内水面水産試験場競争的資金等内部監査実施基準」に基づき実施する。

(定期監査)

第20条 前条のほか、地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査により、競争的資金等の適正な運営・管理のためのチェック体制の強化を図る。

(配分機関等の調査)

第21条 内水試は、配分機関が行う競争的資金等に関するモニタリング等調査について協力しなければならない。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、競争的資金等の不正使用防止に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月4日から施行する。